

『芥子坊主山・市民の森整備推進協議会』会則

(名 称)

第1条 この会は「芥子坊主山・市民の森整備推進協議会」(以下「本会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、市民自らが里山の整備を行い、里山づくりを体験しながら、次の世代に引き継いでいく芥子坊地山・市民の森づくりを実施することを目的とする。

(活動の場所)

第3条 本会の活動場所は、松本市岡田地区の区有林及び私有林で、松本市が借り受けた土地を主な活動地とする。

(構成員)

第4条 本会は、次の者で構成する。

松本市に住居するか勤務する者で本会の目的に賛同するもの  
森林所有者・森林整備関係者をオブザーバーとすることができる。

(役員)

第5条 本会は、以下の役員を置く。

会長1名、副会長1名、副会長兼事務局長1名、事務局1名、会計1名、会計監査  
2名

会長が必要と認めた場合、役員承認のうえ上記以外に部会長を置くことができる。  
任期は2年、再任は妨げない。

(会議)

第6条 本会は、以下の会議を置く。

総会

役員会

総会は会長が招集し、事業計画・予算・役員承認その他について議決する。

役員会は必要に応じ会長が招集する。

総会は構成員の3分2以上の出席(委任状含む)をもって成立し、決議事項は、総会出席者の過半数の賛成で可決するものとする。

(会計)

第7条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

本会の運営に必要な経費は、会費・事業の補助金・その他を充てる。

(附 則)

この会則は平成20年5月28日から施行する。

第1回改定：平成22年3月